

平成29年度第3回高浜市入札監視委員会会議録

1. 開催日時 平成30年1月19日(金)
午後3時30分～午後5時10分
2. 開催場所 高浜市役所 1階 多目的会議室
3. 出席委員 委員 児玉善郎(大学教授)
委員 丹羽重則(元市収入役)
委員 奥野暁(土地家屋調査士)
委員 中原弘道(元県職員)
4. 事務局職員 内田総務部長、岡島グループリーダー、桑山主事
5. 議事概要

(1) あいさつ

(2) 平成29年度 後期入札案件の検討について

○主な質疑・回答

質問・意見	回答
1. 高落札率案件(物品) ①災害対策用消耗品(指名競争入札)	
○見積もりは何者からとったのか。そのうち、指名業者に何者はいつているのか。	○2者から取り、指名業者には2者入っている。
○消毒スプレートの取り扱いができないとのことだが特殊なものなのか。	○特段専門の免許がいるというわけではなく、業者の購入先が取り扱えるかどうかということで扱えないのではないかと思う。
○5番札の業者が入札を辞退した。入札審で指名の時点で取り扱いができないことは把握できなかったのか。	○できなかった。細かいところまで登録がない。
○事後公表で、1番札の業者だけが予定価格内となっている。例年そうなのか。	○例年、これに近い結果である。
○1番札の業者が安く購入する力があるということなのか。	○そう思っている。

<p>【審議結果】 本案件は、事後公表で落札業者が得意な物品が多かったことから、高落札率になったことが確認された。</p>	
<p>②小中学校机椅子の購入（指名競争入札）</p> <p>○見積もり業者は。</p> <p>○5番札は安価経費困難で辞退している。入札は必ず安く入れなければならないものではない。予定価格を上回っても応札すべきだと思うが。</p> <p>○商品を取り扱えないならわかるが。そもそも参加の意思がないように思われる。事務局として何らかの対応が必要あったのではないか。</p> <p>○4番札の業者は、幼稚園、保育園の取り扱い以外は不可とのこと。指名願には、そこまでのことは書かれていないのか。具体的なことを指名願に書かせるべきだと思う。</p>	<p>○1番札の1者である。</p> <p>○地域性を考慮して、入札審で指名されたと考えている。</p> <p>○納得のいく価格が提示できないと判断して辞退されたと思っている。</p> <p>○書かれていない。今後は、こういったことを加味して選定していく。</p>
<p>【審議結果】 本案件は、地域性を考慮した入札であったが、取り扱いがなく辞退となったため、高落札率となったことが確認された。また、次年度以降、同様の案件で辞退した場合、選定から外した方が良いとの意見が出された。</p>	
<p>2. 一者入札案件 物品</p> <p>③インクジェットプリンタ及び丁合機の購入（指名競争入札）</p> <p>○丁合機が特殊な機種であったのか。</p> <p>○見積もりを取る時に、インクジェットプリンタ及び丁合機を指定したのか。</p> <p>○他の業者は、そもそも取り扱っていないということか。</p>	<p>○丁合機を扱っているところが多くない。また、大型のものでもあった。</p> <p>○そうである。</p> <p>○片一方を取り扱っている業者はあると思うが、両方取り扱っている業者がなかった。</p>

<p>○21者ある中で、高浜市の業者のみ選んでいる。他市の業者を入れて考える余地はなかったのか。</p> <p>○5者指名して1者しか納入できないでは、指名そのものがおかしいことになる。</p>	<p>○市内を優先で考えてしまう。今後は、視野を広げて考える必要があると思っている。</p> <p>○今回は同等品を可としなかった。その部分の余地はあった。</p>
<p>【審議結果】 本案件は、現場の要望を踏まえた機種選定であったこと、また、2種類の物品を合わせて入札したことで、辞退者が多くなり、一者入札になったことを確認した。また、見積もりについては、2者から取ることを徹底することが求められた。</p>	
<p>3. 高落札率案件 工事 ④翼小学校教室改修工事 ⑤高浜中学校北校舎1F生徒会室普通教室 化工事 (いずれも建築一式 条件付一般競争入札)</p> <p>○④番はガラスにフィルムを張るということだが何枚ぐらい貼るのか。</p> <p>○建設当初からこのような状態だったのか。</p>	<p>○教室の南側になるが、大きさは違うが16枚の窓ガラスがある。すべてに貼っている。</p> <p>○ここのところ、特に4年1組の教室で不調を訴える子が増えてきた。</p>
<p>【審議結果】 いずれの案件も、事前公表により、高落札率になったことが確認された。</p>	
<p>4. 低入札価格調査案件 ⑥勤労青少年ホーム解体工事及び南テニスコート撤去工事(とび・土木) (一般競争入札)</p> <p>○この案件は一般競争入札であるが、一般競争で辞退というのは理解できない。</p> <p>○かなり他の業者と差がある。ここの業者が自前でやれる体制が整っていたということか。</p>	<p>○まず、参加意向表明を求める。参加意向表明を出した後で辞退をした業者があったということである。</p> <p>○タイミングが良かったと考えている。業者側の条件が整っていた。自前でたくさん機材を持っているところはあまり聞かない。</p>

○これだけの業者が応札することは珍しい。	○入札の時期が良かったと考えている。年度の終わりで、年度をまたぐものは少ない。業者としては良かったかもしれない。
<p>【審議結果】</p> <p>この案件は、入札の時期が良く、応札業者も多く、落札業者に自前でやれる体制が整っていたため、低入札価格調査案件となったことが確認された。</p>	

(3) その他

○予定価格事後公表試行案件について

- ・前回の会議で止めてもいいのではないかとの話があったが、平成30年度も継続して実施することを決定した。